

① 設備投資による生産性向上

■ 対象者・基本要件

Q1 支援対象者は？

- ・ 多賀町内に事務所、店舗等を有する商工業者です。
- ・ 従業員(雇用保険被保険者)が 50 人以下の事業者です。

Q2 NPO 法人等は対象になりますか？

- ・ 商工業としての実態があれば対象となります。
- ・ 実態とは継続して収益事業を行い、対価を得て商品販売または役務提供を行っていることを言います。

Q3 複数店舗で申請できますか？

- ・ 同一事業者に対し 1 回限りです。
- ・ 複数店舗では申請できません。

■ 対象設備・対象外設備

Q4 パソコンは対象？

- ・ 対象外です。
- ・ パソコン以外にも汎用性の高い機器は対象外です。

Q5 車両は対象？

- ・ 対象外です。
- ・ リース・レンタル、改造費も対象外です。

Q6 どんな設備が対象？

- ・ 業務専用機械です。
- ・ 生産性向上が明確な設備です。

- ・ 作業時間短縮・処理能力向上・売上増加・人手不足解消等の効果が数値で説明できるものとします。

Q7 POS レジは対象？

- ・ タブレット型は対象外です。
- ・ 一体型専用機のみ対象となる場合があります。
- ・ 仕様確認が必要です。

Q8 厨房機器・製造機械は対象？

- ・ 業務専用設備は対象です。
- ・ 家庭用機器は対象外です。
- ・ 効果説明が必要です。

Q9 エアコンや冷蔵庫は対象？

- ・ 一般家電は対象外です。
- ・ 特殊用途設備のみ対象となる場合があります。
- ・ 単なる買い替え(更新)は対象外です。

■ 改装費・システム関連

Q10 店舗改装は対象？

- ・ 生産性向上設備導入に必要な範囲のみ対象です。
- ・ 美装目的は対象外です。
- ・ 家具什器は対象外です。

Q11 ホームページ制作は対象？

- ・ 一般的な HP は対象外です。
- ・ 業務システム構築は対象となる場合があります。
- ・ PR 目的は不可です。

Q12 ソフトウェア単体購入は？

- ・ 一般ソフトは対象外です。

- ・ 業務専用システムのみ対象となる場合があります。
- ・ Office 等は不可です。

× 支援対象外となる経費例

審査基準として想定：

- ・ ■ IT 機器
PC・タブレット・スマホ・プリンター・Wi-Fi 機器 等
- ・ ■ 家電
家庭用エアコン・冷蔵庫・電子レンジ・照明 等
- ・ ■ 家具什器
机・椅子・棚・テーブル 等
- ・ ■ 車両(今回制度では全面 NG)
自動車・バイク・自転車 等

■ 金額・支援率・経費

Q13 支援率は？

- ・ 1/2 です。
- ・ 上限 100 万円です。
- ・ 下限 50 万円です。

Q14 支援金 50 万円(支援対象経費 100 万円)未満は？

- ・ 対象外です。
- ・ 減額で下限割れになる場合、対象外となります。
- ・ 事前確認をおすすめします。

Q15 消費税は対象？

- ・ 対象外です。
- ・ 税抜で計算します。
- ・ 申請額も税抜です。

Q16 他の補助金と併用できる？

- ・ 同一経費は不可です。
- ・ 別経費なら可です。
- ・ 申請状況を記載してください。

■ 申請・実績報告・審査運用

Q17 見積は1社でもいい？

- ・ 可能ですが審査します。
- ・ 仕様が分かる見積が必要です。
- ・ 型番記載が必要です。

Q18 ネット購入設備は対象？

- ・ 仕様確認資料が必要です。
- ・ 領収書のみは不可です。
- ・ 汎用品は対象外です。

Q19 写真は必要？

- ・ 必要です。
- ・ 設置前・設置後写真を提出してください。

Q20 支払いはいつ？

- ・ 実績報告後の精算払いです。
- ・ 支援金額確定後に支払います。
- ・ 不備があると遅れます。

Q21 帳簿保存は？

- ・ 5年間保存してください。
- ・ 領収書も必要です。
- ・ 確認を行う場合があります。

Q22 申請期限は？

- 令和 8 年 4 月 30 日(木)です。
- 交付申請締切後、受付はいたしません。
- 余裕をもって申請してください。

Q23 相談はできますか？

- 事前相談可能です。
- 多賀町商工会窓口へお問い合わせください。
- 計画段階でも対応します。